

「介入体制」としてのタイ国政治

矢野 暢*

Thailand as a Penetrated System

Toru YANO*

After the end of World War II, Southeast Asia became a field of international conflicts, which climaxed with the Vietnam War. Southeast Asia saw its own version of the Cold War, during which period the United States of America created several "penetrated systems" in the region.

A "penetrated system" means a political system whose administrative function, budgeting, maintenance of stability and security and, sometimes, even legitimatization are achieved, supplemented or reinforced by the intervention of foreign actors. This type of political system implies amalgamation of interests on the part of a major power, which aims to intervene for strategic purposes, and a weaker state whose leadership must rely on external intervention for its own security and survival.

I 介入体制とはなにか

「介入体制」は、外国勢力の政治的介入を当然の与件として政治運営がなされている政治体系のことをいう。

「介入体制」は、介入主体と被介入国側との利害ないし問題意識の一致の上で、人事、物理的強制力の維持・補完・強化、国家的安全保障、経済政策、学術文化の推進、国土開

Thailand after 1950 was a typical "penetrated system." The nature of military regimes in Thailand was conducive to intervention in many sectors of the society by the United States of America. With its strategic position vis-à-vis communist China and Indochina, Thailand had to be a bastion of the American military presence. Accordingly, the Thai political system became a typical "penetrated system," which lasted until the debacle of Vietnam in 1975.

This essay, which has three parts, tries to clarify the concept of a "penetrated system" and then to verify that Thailand was a typical case of such a system. The final part analyses empirically the final phase of the Thanoom's military regime, which marked the apex of external penetration.

発などの諸局面において、積極的な外部意思の受け入れがなされる。外部意思の受け入れは、恒常的な制度化をみる場合もあれば、不都合な決定がなされたときに牽制を受けるだけという場合もある。しかし、いずれにせよ、外部意思が効果的に内部要素化した政治体系として運用されるのである。

介入体制について検討すべき事柄は、介入の意味、介入の成立する条件、介入の深度、介入体制の安定度など、いくつかある。まず、介入の意味から検討してみよう。

「介入」に関する議論は、ベトナム戦争をひとつの決定的な契機として、大国外交と発

* 京都大学東南アジア研究センター； The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

展途上国とを結ぶ重要な現象として取り上げられ、多角的に検討され、いまにいたっている [Adelman 1986a; Moore 1972; 1974; Jaquest 1971; Rosenau 1964]。なかでも、「政治科学的用語としての介入」ということを語ってみせたのは、ローズノウ (James Rosenau) である [Rosenau 1969a]。ローズノウは「収縮する世界における政治学 (Political Science in a Shrinking World)」 [Rosenau 1969b: 1-20] というモチーフにもとづいて、国内政治と国際関係との連関についての理論を展開している。ローズノウによる「介入」の定義は、意味深長になされている。「介入は抵抗を暗示する。少なくとも抑制下に置かるべき、あるいは管理さるべき外国的諸要素の意識的な介在を暗示する。浸透活動 (subversion) は戦われるべきであり、経済的浸透 (economic penetration) は相殺されるべきであり、軍事的脅威 (military threats) は抑止されるべきであり、外交的要求 (diplomatic demands) は取り引きされるべきであり、宣伝による一方的主張 (propaganda charges) は解答されるべきである」 [ibid.: 55]。ここに「介入」にふくまれる概念要素がおおよそ暗示されている。

「介入 (intervention)」は、「干渉 (interference)」とは異なった概念である。ヤング (Oran R. Young) は、「介入」について、それを定義する場合、「(1) 偶然的な活動よりはむしろ組織的、体系的な活動であること、(2) 国境をめぐる紛争との対比において、国境を越えようとする活動であること、(3) 『介入』というタームは、対象の政治的権威構造に影響を与えようとする行動に限定すべきである」 [Young 1974: 111] という3点を指摘している。そして、ヤングは、なんらかの現実的条件によって、「介入体制」と「非介入体制 (a “no intervention” system)」

とを分けることができることを示唆してもいる [ibid.: 113]。

「介入」にもっとも厳密な定義を加えている専門家の一人は、ハルパーン (Manfred Halpern) である。かれは、「他の主権国家の内部的公共領域にかなりの影響を与える行為で、国家間の意識的かつ修正可能な相互作用にはじまり、国家間の境界を攻撃目的で越える行為までにはいたらないすべての行為」と定義する [Halpern 1964: 252]。かれが列挙する介入行為は、宣伝活動、スパイ行為、差別的経済政策、正統政府の国内政策への援助、反政府運動への援助、政府あるいは反対派への支持もしくは支持の拒否、となっている。またかれは、介入の目的に応じて、対抗介入 (counterintervention)、阻止介入 (preventive intervention)、予防介入 (precautionary intervention)、調停 (bearbaiting)、スパイ行為 (espionage) という区別をも行なっている [ibid.: 269-275]。

「介入」は、第二次大戦後の国際関係、すなわち冷戦の時代において、安定した国際体系の形成を求める超大国の外交に必然的にもなされる動員として、頻繁に行われることになった [McIntosh 1986: 51-66; Adelman 1986b: 163-168]。「冷戦」を「非公式浸透活動 (informal penetration)」という特殊な国際的諸活動の総合体として捉えたのはスコット (Andrew M. Scott) であった [Scott 1965: 3-29]。冷戦が、むしろ特殊な国際関係として没時間的・構造的な特質をもつ点に着目するスコットは、「非公式浸透活動」という概念を用いることによって、いわば介入現象を日常性、常時性をもって特徴づける。かれのいう「非公式浸透活動」は、「介入」や「干渉」よりは、それらを含みながらもなお広義の概念である。しかし、かりにそのつど (ad hoc に) 「介入」や「干渉」が随時行われうるとしたら、それは日常的・常時的

な「非公式浸透活動」¹⁾がその基礎を築いているからであり、その意味で「介入」の基盤的状况の論理を考えることは正しいといえる。

冷戦期に特有の「浸透」現象にたいしてもっとも詳細な理論的分析を加えたのは、コッタム (Richard W. Cottam) であった。大国の介入と被介入国の許容度に応じて、いわば段階論的に区分を行うかれの分類は注目値する。被介入国の寛容度の高い順に、次のように10の範疇をわけている [Cottam 1967: 38-43]。

- (1) 正規の外交ルートを通じ、一般に認められた外交的手続きを踏んで行われる干渉行為
- (2) 一国の政府の代表あるいは機関によって他国の市民にたいして行われる公開の啓蒙・宣伝活動
- (3) 一国の政府関係者もしくは民間人によって、外交的ルートの外で行われる、他国政府の政策に影響を与えるための公開発言
- (4) 一国の政府関係者もしくは民間人によって、外交的ルートの外で行われる、他国政府の人事もしくは役職志願の容認・不容認を示す公開の発言
- (5) 一国の政府や市民が、他国の政策を変えるために、目標国の市民をつかって行うロビイング活動
- (6) 一国の政府や市民が、他国の政府官僚を除去したり、望ましい候補者の当選を助けたりするために行うロビイング活動
- (7) 望ましい政策目的を実現するために行う政治的工作 (subversion)

1) スコットは以下を列挙する。(1)文化交流計画、(2)経済援助、(3)軍事援助、(4)外国人の軍事訓練、(5)技術援助、(6)ゲリラ戦争、(7)経済的制裁、(8)公然たる宣伝活動、(9)ひそかな心理戦争、(10)前衛組織、(11)諸組織への資金援助、(12)軍事団体および政治組織の結成、(13)クーデタ。 [Scott 1967: 192] 参照。

- (8) 望ましい人事の変更を実現するため行う政治的工作
- (9) 目標国の能力を減少せしめるためか、あるいは減少せしめる手段を確保する目的で行う陰謀的活動 (espionage)
- (10) 政策や人事を変える目的、あるいは政策や人事が国力勢力によって不都合な方向に変えられるのを阻止する目的で行う、物理的強制力の直接的使用

コッタムの「浸透」についての考え方は、個々の政治体系がもつ「介入にたいする寛容度 (level of tolerance of intervention)」というモチーフに基づいている。²⁾ かれは、介入にたいする寛容度は、政治体系ごとにかが、それを基本的に定める国家の属性として、次の七つの要因をあげている。

- (1) 国民のあいだにあるコンセンサスの程度
- (2) 政治意識が目覚めたものの比率、いいかえたら、民族主義の成熟度
- (3) 政治指導の質、特にカリスマ的指導者の有無
- (4) 階級対立の深まりの度合
- (5) 軍事的敗北の有無
- (6) 植民地段階に受けた支配の様式、すなわち直接支配か間接支配かの差
- (7) 外圧の有無

コッタムは、「介入にたいする寛容度」は、二国間関係において相対的に決まるものであり、従って一国の寛容度はすべての国にたいして一定ではないという。すなわち、A国はB国にたいしては介入を許容するが、C国からの干渉には拒絶反応を示すことがありうる。そこで、「介入にたいする寛容度」を左右するもう一つの問題として、二国間関係に成立する国家関係上の特徴を検討しなくてはならない。

2) [Cottam 1967: 34-77] また [Scott 1967] は、同じ意味の言葉として “level of internal penetrability” を用いている。

コッタムは三つの要因に着目する[Cottam 1967: 44-46]。

(1) 国力の相対的強弱 (relative power potential)

(2) 外交関係の態様, すなわち同盟, 中立, 敵対, 従属のどれか。またその度合

(3) 歴史的因縁 (historical relationship)

以上のようなコッタムの議論は完全無欠なものでない。たとえば一国の属性としてあげた七つの要因以外に、権力の有している技術の水準は大きな意味をもつし、二国間関係に働く要因としてあげた三つの事項のほか、二国間の距離や国家の所在地などの地政学的要素を考える必要がある。また二国間だけですべてが決まるかも疑問であろう。それにしても、かれの指摘にはだいたいな問題点が多く示されており、なかでもやはり「介入にたいする寛容度」という概念自体、すぐれて有益な発想であると考えられる。

もっとも、現実問題としては、一国の備える介入にたいする寛容度がそのまま介入の度合を定めるかどうかは疑問である。介入は、大国側の一方的判断において強権的になされる面がつよい。事実、外交的不賢明のそしりを覚悟する限り、大国は、事実上、目標国の寛容度・不寛容度を自在に定めうるのである。³⁾ 一国の政治状況にたいする大国の判断、分析ないし対応は、この点でもまた一方的・恣意的でありうるのである。

究極的な意味では、介入を決断するのは大国の側であり、大国側の問題意識が決定的な意味をもつことは否定できない。「われわれは、正式の政府から介入の依頼を受けた場合

3) アイゼンハワー段階に行われたアメリカの発展途上国への介入は、それこそ強引なものであった。アイゼンハワーの回顧録にはもっともらしい解釈が並んでいるが ([Eisenhower 1963: Ch. 6, 16] 参照), 強引だった事実には変わりはない。第二次大戦末期にはじまるソ連による東欧の上からの共産化は諸国の寛容度を巧妙に力とわざで変化させていった好例である。

や、あるいは共産主義にたいする聖戦において危機にありながら、はや乏しい資力を消耗し尽くした国のような場合にだけ、対応を限定することはできない。いつ、そしていか様に反応するかは、わが国の国家安定の要請をわきまえたうえで、われわれ自身で決定しなければならない」[Dullues 1963: 217]。アメリカ中央情報局長官のA・ダレスのこの言葉は、政治的不安定への介入をめぐる決断の一方性を裏書きしてあまりある。このように介入は、かなりの度合、「一方性 (unilateralism)」を特徴とするのである。大国側の決断過程にはたらくのは、種々の利害意識であり、それに加えて、技術的な考慮である[Barnet 1968: 264]。大国側の決断は、いたって主観的な判断の積み重ねの結果としてなされる。しかし、その主観的な判断を左右する客観的な与件を無視することはできない。

ところで、ここでいう「介入体制」は、以上述べたような大国の介入意欲と被介入国の寛容度との均衡の上に成立する不安定な政治体系である。それは、さまざまな理由から、本質的に不安定な政治体系である。

「介入体制」は、少なくとも二つの理由から不安定を宿命づけられることになる。一つは、介入する大国の意向ないし利害自体が状況主義的であって、長期的に続くものではありえないからである。たとえば紛争周辺国への介入は、紛争が終焉するか、終焉しないまでも介入を解くことが終焉につながるという判断がなされるかすると、解かれるのがふつうである。他方、被介入国においては、大国の介入が長期化したときには、政治的正統性のゆらぎが生ずることは不可避的だからでもある。

このような介入を要素として成立する「介入体制」においては、その体系の安定は、国外のなんらかの政治体系との外交的結合によ

って確保される。その外交的結合の過程において、当該政治体系は、結合したべつの政治体系の政治的体質に合わせた感化作用を蒙ることになる。

その感化作用は、まず基本的には、政治権力の正統性原理の変容もしくは特定化となつてあらわれる。これは、政治介入が、つねに外国勢力による「価値配分への参加と、選択された価値のための民衆の支持の動員」とをともなうことに基づく現象である〔Rosenau 1966: 65〕。たとえば、ひとりのタイや南ベトナム、あるいは最近のフィリピンでみられたように、アメリカの介入とともに、反共原理あるいは民主主義が人為的に正統性原理に組み込まれる傾向が生じた。このような正統性原理の他律的特定化にともなつて、強権的支配の内向現象が生じ、統治様式はにわかには抑圧性を帯び、体制・反体制の解釈についても、介入大国の定義とおなじ見方が定着しさえする。

一般に、介入体制の安定度、すなわち介入体制が維持温存される意思のレベルは、いわゆる「リンケージ (linkage)」⁴⁾ 現象の諸局面における変化を媒介として増減する。チャルマーズ (Douglas A. Chalmers) は、「リンケージ」現象の解明のために着目すべき局面として、(1)国際体系の性格、(2)外部^{リンケージ}連結^{グループ}集団の機能、(3)内部^{リンケージ}連結^{グループ}集団の機能、(4)政治体系の性格、の四つをあげている〔Chalmers 1969: 68〕。介入体制は、政治の現状維持に固執する傾向をみせる。また介入大国の側も、イデオロギー的考慮の残存や法律主義的配慮、および勢力均衡外交にともなう技術的要請などがあって、現状変更を急激に行うとは限らない。そこで、いったん成立した介入体制は長続化する傾向をみせる。

そのような介入体制においては、介入権力

による役割代行現象さえ生じ、それ相応に、「国力」の擬制化現象も随伴する。この「国力」の擬制化は、とくに軍事能力の面において顕著に行われるのであり、1973年以前におけるアメリカの南ベトナム介入にみられるように「大国の援助なしには、介入を要求した政府は権力の座に留まれないことは確実」〔Singer 1972: 282〕なのである。

したがって、介入体制をめぐる最後のだいな論点は、大国の介入による「介入体制」の成立が、はたしてその国の内政の安定化に貢献しうるかどうか、である。法律論的に合法性の有無を議論したり、道義論的に介入の是非を論じたりする以前に、政治的妥当性の観点からも、介入体制は安定的ではありえない。結論的にいえば、他国の介入により、政治的状況は安定化せず、むしろ慢性的不安定状況をみるにいたる論理的可能性のほうがつよいのである。

第一に、ある発展途上国の問題が、介入によって処理解決できる性格のものであるかどうか外から見究めることはたいへん困難である。的はずれな介入により、政治的な変化の自然な流れに抗して棹さしかねない危険は常に残るのである。

第二に、独裁政権への介入は、独裁政権へのテコ入れによる介入体制の成立ということがそもそも二重に本質的な不安定を秘めるのであって、長期的には望ましくない結果が生じやすい。また、独裁政権の過剰独裁化につながりやすい。

第三に、どの国であれ、多かれ少なかれ民族主義的感情の成熟をみているのであって、介入体制は民族主義的感情を刺激し、政治的正統性の面で本質的に問われることになる。

最後、第四に、大国の介入は経済発展への施策を促進することが多く、「発展独裁」⁵⁾の様相を呈し、経済の繁栄が多少とも結果する

4) [Rosenau 1969b; 日本国際政治学会 1971] 参照。

5) 「発展独裁」については、[Behrendt 1965] 参照。

ことが多い。それは、政治にたいする批判の眼をもった中間層を生み出し、それが超大国批判を行うことになる。⁶⁾ いずれにせよ、介入体制は、かならず意外に早く正統性のゆらぎをみせ、政治的不安定を結果するのである。

II 「介入体制」の成立 ——タイ米関係の構造化——

最近のタイ国では、タイ米関係の研究の深まりがみられる。⁷⁾

クラモン・トンタンマチャートは、第二次大戦後のタイ国政治史を、タイ米関係の観点から、以下のように時代区分している [Kramol 1986: 196-199]。

民主主義の時期 1945年8月—1948年4月
 権威主義の時期 1948年4月—1957年9月
 恩情的絶対主義の時期 1957年9月—1973年10月
 民主主義の復活 1973年10月—1976年10月

これにたいして、ウィワット・ムンカンディは、おなじタイ米関係と結びつけながらも、まったく異なった時代区分をしてみせている [Wiwat and Warren 1982]。

反侵略の時期 1945年—1954年
 反共産主義の時期 1949年—1969年
 新しい現実への調整 1969年—1975年

ウィワットの時代区分は、時代の重複があえて行われている点（1949年から1954年にかけてが重なっている）と、クラモンとちがって、タイ米共通の外交的テーマに着目して時代区分をなしている点とが注目される。

ウィワットのタイ米関係論は、タイ国とアメリカが少なくとも三つの理念を共有している点に着目し、その主題変化に即してタイ米

関係をとらえようとするものである [Wiwat 1982: 131-137]。その三つの理念とは、(1)反覇権 (anti-dominance)、(2)反侵略 (anti-aggression)、(3)反共産主義 (anti-communism) の三つである。時代の経過とともに第1の理念から第3の理念への移行がみられるという理論展開になる。このような抽象的な理念の面での合致をみる手法は、「介入体制」の成立の基本的条件を考えるうえで貴重な手掛かりを提供するものといえよう。

ウィワットは、べつの個所で、1945年—1950年を戦後処理の時期ととらえる多少ニュアンスの異なる時代区分のなし方もしている [Wiwat 1986: 12-21]。このように1950年をひとつの区切りとみる見方は、実に妥当である。なぜなら、1949年10月の中華人民共和国の成立を契機として、タイ国の対米姿勢には大きな変化が生じているからである。

共産中国の成立は、タイ国のピブーン政権にとってショックであった。しかし、同時に共産中国の成立はアメリカの対東南アジア政策の変化の直接的契機ともなり、さらに1950年6月の朝鮮戦争のぼっ発は、タイ米関係の急速な緊密化をうながすことになった。朝鮮戦争のぼっ発は、ピブーンにとって中国の共産化以上に大きな「ショック」[Fifield 1973: 155]であった。1950年から51年にかけて、アメリカの対タイ政策は大きな変化をみせる。そのことによって、いわばタイの「介入体制」化への第一歩が踏み出されたのである。

1950年には、グリフィン使節団の東南アジア歴訪 [Hayes 1971: 1]、タイによるバオダイ政権の承認、タイ国の朝鮮戦争への積極的参戦、そして米・タイ間におけるいくつかの相互協力協定の成立などをみるのである。とくに、10月17日付で成立した軍事援助協定は、特殊な目的と結びついていたという点で

6) たとえば、反米運動を体系的に論じた作品として、[Rubinstein and Smith 1985]。

7) [Jackson and Wiwat 1986; Indorf 1982; Wiwat and Warren 1982] 参照。

重要な意味をもった [Fifield 1973: 170]。

それに先立つ1950年10月15日付で、アメリカ国務省は、「タイ国に関する政策声明」を行なった [FRUS 1976: 1529]。しかし、これをまだ不十分とする駐タイ大使のスタントンのイニシアティブのもとに、アメリカは1951年初頭以降、体系的な対タイ政策の構築を行う [FRUS 1977: 1598-1603; Hess 1987: 348]。1954年における「東南アジア条約機構 (SEATO)」の結成と、タイ国のそれへの積極協力は、このような動きの当然の帰結であったといえよう。⁸⁾ 1954年のジュネーヴ会議におけるインドシナ和平の成立は、タイの観点からは「共産主義の勝利」であり、しかもアメリカの反共態勢におけるタイの立場をにわかに重要なものにするきっかけともなった [Stanton 1954: 72-85]。

ピブーン政権下におけるこのようなタイ米関係の密接化の動きは、タイにおける軍部支配の妥当化をもたらし、同時に、軍部中心のエリート・サイクルの形成をも生み出すことになった [矢野 1968: 180-217]。そして、ここで成立した「介入体制」は、それ以上に、アメリカの積極的介入を前提としたタイ国の「近代化」の構造化と表裏一体をなすことにもなった。

ピブーン政権下に端を発するタイ国政治の「介入体制」化は、タイ国の政治、経済、文化など、ほとんどあらゆる局面にアメリカの関与がおよぶかたちで構造化につながっていた。

とくに軍事援助の面でみると、1950年10月17日の協定によって、「軍事援助顧問団 (MAAG)」の設置をみ、その指導のもとに積極的な武器供与、軍事訓練等が行われることになった。「1953—56年の期間、アメリカの軍事援助はタイ国の軍事予算の総体を上まわる水準であった」 [Nongnuth 1982: 141]。

8) [Buszynski 1983] 参照。

1951—71年の20年間でみると、タイの軍事予算の対比でアメリカの対タイ軍事援助の比率

表1 タイ国に対する米国の軍事援助*
(単位1,000USドル, 会計年度)

年	小計	借款	贈与
1950	9.7		9.7
1951	46.7		46.7
1952	31.6		31.6
1953	24.3		24.3
1954	42.5		42.5
1955	45.6		45.6
1956	45.6		45.6
1957	16.2		16.2
1958	14.3		14.3
1959	16.4		16.4
1960	40.4		40.4
1961	60.9		60.9
1962	78.4		78.4
1963	64.5		64.5
1964	36.0		36.0
1965	30.4		30.4
1966	51.6		51.6
1967	69.6		69.6
1968	89.8		89.8
1969	96.4		96.4
1970	100.0		100.0
1971	98.7		98.7
1972	122.1		122.1
1973	62.8		62.8
1974	35.4		35.4
1975	41.7	8.0	33.7
1976	65.8		65.8
1977	47.3	30.0	17.3
1978	38.6	29.5	9.1
1979	32.1	30.0	2.1
1980	37.3	36.0	1.3
1981	54.6	53.4	1.2
1982	80.7	74.7	6.0
1983	96.2	76.0	20.2
合計	1,824.2	337.6	1,486.6

出典: U.S. Overseas Loans and Grants-Obligations and Loans Authorizations, A.I.D.

* MAP 贈与, 信用融資, 教育援助, 余剰株式の移転, その他の贈与。本表の数字は、他の刊行資料の数字とくいちがうものもあるが、控え目な数字のほうを選んだものである。

は30パーセントから250パーセントのあいだで増減したことがわかる。そのことは、当然のことながら、ピブーン政権の基盤強化につながるものであった。[*ibid.*: 140-142]。

1960年代に入って急増をみせるアメリカの対タイ軍事援助は、タノーム政権下で最高水準に達することになる(表1)。そのほとんどすべてが軍事援助計画(MAP)に基づく無償供与であり、借款は行われなかった(借款の開始は、ベトナム戦争終了後のことである)。⁹⁾

軍事援助はともかく、やがて米軍の駐留をみることになる。サリット政権の末期の1962年、ラスク国務長官とタナット外相とのあいだで「ラスク・タナットコミュニケ」が合意され、それをきっかけとして、タイ国への米軍駐留が開始された。¹⁰⁾ 米軍の駐留は、1964年から1968年にかけて急増し、1968年にピークを迎える(表2参照)。1966年以降、タイには戦略空軍の駐留も行われることになり、タイ国は、アメリカの東南アジア戦略展開上のもっとも重要な拠点になるのであった。

いずれにせよ、「介入体制」としてのタイ国にとって、アメリカとの軍事的結びつきは決定的な意味をもった。タイ国が軍事政権であったことと、アメリカのタイ国にたいする関心が冷戦状況での安全保障がらみの関心で

表2 タイ国における米国の軍事活動, 1950-76

年*	米国軍雇用のタイ国人数 ¹	タイ国内の米国軍隊数 ¹	タイ国に対する米国兵器売却 ² (単位1,000ドル)	タイ国に対する米国軍事援助プログラム ² (単位1,000ドル)
1	2	3	4	5
1950-63	n.a.	n.a.	1,215	414,992
1964	n.a.	n.a.	4	52,734
1965	n.a.	n.a.	2	35,224
1966	28,500	6,500	3	40,756
1967	30,300	34,400	12	43,077
1968	43,750	44,400	15	—
1969	37,100	47,600	—	—
1970	35,800	44,100	5	—
1971	32,300	36,100	18,724	—
1972	27,200	30,200	3,307	—
1973	31,000	43,500	5,981	10,364
1974	32,700	35,000	n.a.	n.a.
1975	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1976	[米国のタイ国軍事活動公式に終了]			

* 2と3は暦年, 4と5は会計年度にもとづく。

資料出所:¹ United States MACT Public Affairs Office, Bangkok.

² Foreign Military Sales and Assistance Facts (Data Systems & Reports Division, Comptroller, DSAA, April 1974), pp. 17 and 19.

出典: [Elliot 1978: 131]

あったこととが相乗しあって、軍事的性格のつよい結びつきの関係が成立したのである。しかし、米タイ関係は、それに尽きるものではなかった。¹¹⁾

経済の面においても、非軍事的な経済援助はいうまでもないとして、貿易関係、そしてなによりもアメリカ留学によるテクノクラットの育成の面で、アメリカの貢献は大きかった [Darling 1965: 173]。学術の面においては、ましてほとんど排他的な影響力をアメリカがもつにいたった。しかし、このような非軍事的な領域における貢献であれ、アメリカの対タイ協力はことごとく安全保障がらみの動機で色どられていたのである。

タイの「介入体制」としての欠陥を鋭く突

9) アメリカのタイにたいする援助については、[Wilson 1970: 143-160]。

10) [Casella 1970: 118-125; Barger 1976] 参照。

11) この点 [Jackson and Wiwat 1986] の構成が参考になろう。

いたのは Steinberg (David I. Steinberg) であって、かれによると、アメリカの対応は常に安全保障がらみの利害によるものであって、そのことによって中心と辺境、都市部と農村部、エリートと大衆、公的セクターと私的セクター、そして行政的連続性と行政的変革という対比軸においてみると、つねに好もしくない一方傾斜がみられたという [Steinberg 1986: 91-125]。すなわち、中央優先、都市部偏重、エリート優先、公的セクター優先、行政的連続性嗜好などが揺るがぬ傾向として定着したのである。そのことによって、タイ国社会には、慢性的に政治的緊張が宿ることにもなった。

そのような政治的緊張が慢性化する状況において、内務権力すなわち警察権力へのテコ入れもアメリカの重要な政策の一環であった。¹²⁾ タイを舞台とした中央情報局 (CIA) の活動もダイナミックに行われた。そのことによって、「介入体制」としての実質化は決定的になったのである。

ピブーン政権は、1957年秋のクーデタで終焉する。そのあとを継いだサリット・タノームの「革命団」権力は、ピブーン政権下における「介入体制」実質化の過程で育成された人材であった。したがって、サリットらによる反ピブーンの動きにたいして、アメリカは中立の姿勢で臨んだ。サリットの場合、特有の国粹主義的傾向によって多少ともアメリカとの距離を確保する傾きをみせはしたものの [矢野 1986: 212-232]、それにしても、タイの政治構造が「介入体制」である現実に変化をもたらすほどのものではなかった。¹³⁾

サリット政権がつづいた1957年から1963年にかけて、タイはラオスの政治的安定の問題に外交の高い優先順位をつけ [Nuechterlein 1965: 138-181]、そのこととの関連で、タイ

12) [Lobe 1977] 参照。

13) サリットの「介入体制」については、[Thak 1983: 291-359]。

国の対米依存は多少とも不安定さをみせたが、基本的な友好関係は保たれた。この間、外務大臣をつとめたタナット・コーマン (Thanat Khoman) は、徹底した親米主義者であった。¹⁴⁾ ラオス問題が決着をみたこともあって、1963年にはじまるタノーム政権下では、ベトナム戦争への対応それ自体が外交の第一優先事項となる。タイは、アメリカにとって、ベトナム戦争遂行の必要とからみ、決定的に重要な戦略拠点となる。タイの「介入体制」としての現実には、ますます徹底したものとなっていった。

サリット政権とタノーム政権とに共通しているのは統治様式であって、戒厳令と、「革命団布告 (prakaat khoong khana-pathi-wat)」と称される布告集成に最高の法的権威を付与する異常な支配のやり方 [矢野 1975: 151-156] を両者ともとってみせた。このような極限的な統治様式をはじめてみせたのはサリットであり、それを継承したのがタノームであったが、タノーム政権下でそれが限界をきたすことになる。それは、とりもなおさず「介入体制」そのものの限界化に他ならなかった。それは、「介入体制」が独裁政治の極限的独裁化をもたらすという一般的法則の証しでもあった。

ウィワットは、すでに述べたようにタイ国とアメリカとが少なくとも三つの理念を共有している事実を語っているが、あわせて理念の共有と個別的な政策調整とは話がべつであるという指摘もしている [Wiwat and Warren 1982: 112]。親密な関係であるタイ米関係に振幅が生ずるのは、その理由からであるという。しかし、「介入体制」が親密な二国間関係に与えられるとき、その体制の政治的正当性が潜在的な限界をもつ面も無視できない。また、ここでいう独裁政治の極限的独裁化が正当性危機を生むということも併せ

14) [Thanat 1967] 参照。

考える必要がある。

Ⅲ 「介入体制」の限界化

1969年のニクソン政権の成立とともに、アメリカは東南アジア政策の再調整と取り組むことになった。とくに、同年7月29日にグアム島で表明された「ニクソン・ドクトリン」[U.S. Senate Committee on Foreign Relations Report 1969]は、明らかにインドシナからの米軍の撤退と、アジア極東地域におけるアメリカの直接介入の削減を暗示したことによって、周辺地域に大きなインパクトを与えた。¹⁵⁾

タイ国は、もっとも大きな衝撃を受けた国の一つであった。たとえば1958年以来の外務大臣であるタナット・コーマン (Thanat Khoman) は、にわかに対米不信感を抱くことになり、対米批判を行う [Thanat 1973: 110-] とともに、他方中国との関係正常化の構想をはぐくむようになる。タナット外相のこの動きは、タノーム政権の核心部に微妙な亀裂をきたさしめる契機となった。

「介入体制」は、介入主体である超大国が外交路線を転換させることによって、またたく間に不安定化するるのである。被介入体制の側の政治権力は、そのような状況において、政治の安定化を求めて新たな動きをみせることになる。この新たな動きのみられる状況を調整的不安定の状況ととらえることもできよう。

1971年11月17日、タイで大きな政変が発生した。この日の午後7時、陸・海・空の3軍および警察からなり、タノーム・キティカチョーンの率いる「革命団 (khana-pathiwat)」が一方的な権力行使によって支配の全権を掌握した。これは一種の上からのクーデタであり、これによって、1968年以来続いてきた議

15) [Litwak 1984] 参照。

会制民主主義に終止符が打たれ、タイは再び軍部独裁に戻るようになった。¹⁶⁾

午後8時以降、革命団はタノームの名前で一連の「革命団布告」を発しはじめた。午後8時11分付で戒厳令を施行し (布告第2号)、¹⁷⁾ さらに1968年の仏暦2511年タイ王国憲法の廃棄および内閣・上下両院の解散を断行した (布告第3号)。

17日のうちに、さらにいくつかの革命団布告が発せられている。布告第4号は、戒厳令施行時間以後の5名以上の政治的集会を禁止し、布告第5号は、物資の退蔵と商品価格の値上げを禁ずる趣旨のものであった。次いで、布告第6号では、革命団による今回の権力掌握の理由が詳細に説明された。

この日の一連の革命団布告は、その第6号、および政変の成就を報じた布告第1号がとくにそうであるが、文章表現のスタイルや全体の構成に新鮮さがみられず、1958年のサリットによる上からのクーデタのときの一連の布告に酷似していた。¹⁸⁾ 事実、政変のすべての

16) この政変は、午後8時の全国向けラジオ放送で国民に伝えられたので、一部の新聞は、「ラジオ放送による革命 (kaan-pathiwat thaang withayu)」という表現を用いさえた。Sayaam Rat 1971年11月18日付、参照。

17) 革命団布告の第2号が出たあとの段階で、革命団は内務次官プアン・スワンナラット (Puang Suwannarat) の名前で全国の県知事にあてた訓令を発し、県知事は郡長に「革命」の趣旨をすべからく全国民に周知徹底させるよう、命じている。

18) 「革命」初期におけるサリットおよびタノームのそれぞれの革命団布告の類似の組合せを求めると、以下ようになる。

サリット	タノーム	内 容
第1号	第1号	権力掌握の告示
第2号	第6号	権力掌握の事由説明
第3号	第3号	憲法、両院、内閣の廃止
第5号	第6号	物価値上げ、物資退蔵禁止
第6号	第2号	戒厳令、軍事法廷施行
第8号	第9号	政党法廃止
第12号	第12号	共産主義活動防止法の強調
第13号	第4号	5人以上の集会結社の禁止



経過が1958年の事件とまったくよく似ていて、革命団による統治がここで再現されることになった。

革命団布告第6号の抽象的な説明からは、政変発生 of 具体的な背景を読みとることは不可能である。¹⁹⁾しかし、政変の背景は、一言で捉えれば、それはタノーム内閣が直面していた深刻な政治指導危機であった。

タノームの政治指導の自由を阻害した具体的要因としては、まず第一に立法府と政府との不調和があり、なかんずく1972年度国家予算の審議の過程でそれは深刻な影を投じていた。立法府自体が多くの政治的系列を含んでいたため、全体として円滑な機能をなしえなかった。第二に、より決定的な要因としては、内閣内部の意見の対立の深刻化ということがあった。タノームの内政政策のあり方に異を唱えつづけたスキット (Sukit Nimanheemin) 文相らに加えて、すでに述べたようにタナット・コーマン外相が中国問題で独走し [Girling 1981: 239-240], プンチャナ (Bunchana Atthakoon) 経済相は出版問題で閣内で反感を買い、²⁰⁾ 1971年11月段階で内

閣は内部のまとまりをまったく喪失していた。そのほか二義的なものではあれ見逃せない要因としては、与党内部における派閥抗争の激化 [Morell 1972: 156-167], 野党勢力の増大, マスコミ世論の政府批判などがあり、いずれにしても、タノーム政権は強力な政治指導の実権を失いつつあった。

11月17日の「革命」は、そのような政治の文脈においては、タノームによる政治指導の実権回復のために急拗断行されたせっぱつまった措置であった。革命団の統治方針が強力な政治指導をもたらす方向に流れたのは当然の成り行きであった。政変後、タイの権力の核心は、いうまでもなく革命団の領袖が占めることになった。²¹⁾ 政変翌日の18日、革命団の幹部として次の8名がタノームによって選ばれた。(1) プラパート・チャールサティアン (Prapaat Caarusathian) 陸軍大将——革命団副議長兼軍事関係司令官, (2) ポット・サーラシン (Pot Saarasin) ——革命団議長補佐, (3) プラスート・ルチラウォン (Prasat Rucirawon) 警察大将——民事関係司令官, (4) タウィー・チュンラサップ (Thawii Cunlasap) 空軍大将——軍事関係副司令官, (5) プンチューー・チャンタルベークサー (Bunchuu Cantharubeeksa) 空軍大将——軍事関係司令官補佐, (6) タウィーン・ラーヤナーノン (Thawin Raayanaanon) 海軍大将——軍事関係司令官補佐, (7) タウィーン・ストーンサーラトゥーン (Thawin Sunthoonsarathuun) ——民事関係副司令官, (8) クリット・シーワラー (Krit Siwaraa) ——革命団事務局長。

タノームがサリットの初期の革命団布告を大綱において模倣したことは大いにありうることである。ただ両者の類似はこれまでであって、本文中に詳説するように、タノームの革命団布告はまったく独自の展開をみせる。

- 19) 革命団布告第6号と並んで、革命団の側からの事由の説明としては、18日にタノーム自身が行なった演説が重要である。この中で、タノームは、まず第一の理由として、国際社会の中国問題にたいする態度が変わり始めたことをあげ、300万の華僑をもつタイにとってそれが重大な意味をもつことを指摘している ([Ratthasaphasaa 1971: 149-151] 参照)。しかしながら、国際情勢が政変の契機ないし動機として決定的な条件となったとは考えられない。政変の背景に関するタイ字紙の解説は、ほとんど布告第6号の反覆である。ただ、*Deeli Niw* (*Daily News*) 紙11月20日付は貴重な資料を多く掲載しており見逃すことはできない。
- 20) ("Bunchana's challenge." *Far Eastern Economic Review* LXXIV (48). Nov. 27, 1971.) 参照。

- 21) 11月政変でタノームの革命団を構成したのが25名の軍人および文官(わずか5名)であったことはほぼ定説となっている。ふつうその25名を革命団の“hua-kathi”と称する。*Deeli Niw* 紙(前掲)16ページにその25名全員の名前が得られる。ほとんど全員がバンコク在住の高官であり、この革命が全国的性格に乏しい政変であったことが明白に読みとれる。

この「革命委員会」²²⁾の紹介公表は、18日に召集された全省庁の次官・局長154人の集う場で行われ、8人はタノームと共に壇上に並んだ。²³⁾8人のほとんどが周知の有力政治家であったが、タウン・ラーヤナーノン海軍大将の抜擢は新鮮な人事として注目されたし、また一切の政策について関知する立場に就いたことによって、クリット・シーワラー陸軍大将の権力的地位が高まったことも注目すべきことの一つであった。いずれにしても、タノーム＝プラパートの系列につながる軍部実力者を中心とする、より強力な権力の核心が形成されたのであった。

いうまでもなく、11月政変にたいする権力的反抗はまったく発生せず、いっさいの過程がタノームの筋書き通りに円滑に展開した。この政変に関して注目すべきことは、少数精鋭の権力の核心を作意的につくり出し、強力

な政治指導態勢をつくり上げるよう大胆な配慮が払われたことである。革命団自体がわずか25名より構成され、²⁴⁾その内からタノームによってその8名が選ばれ計9名で革命委員会が構成され、さらにその後その9名を含む16名の「革命団執政委員会 (saphaa borihaan Khana-pathiwat)」が革命団布告第34号によって設置され、革命団員25名中16名がこの任にあたることになった。²⁵⁾このような少数精鋭のきわめて機動的な指導態勢が存在したということがあってはじめて、その後大胆に展開される革命団布告による支配が十分に理解されるのである。

要するに、1971年秋以降、「介入体制」としてのタノーム＝プラパートの支配体制はかなり専制的傾向、つまり恣意的な傾向を示し始め、独裁性の強化の路を選ぶことになる。

それが、他ならぬ革命団布告による統治の再開であった。

サリットの革命団布告による統治と比較した場合、タノームの革命団布告には顕著な特徴がいくつかあるように思われる。両者はある面で共通点をもちながら、けっして同じではない。

まず、革命団布告による統治の期間が、サリットの3カ月余りに対して1年1カ月と非常に長期に及んだ点が注目される。このことは、無憲法状態を長期間継続させることにたいする逡巡が、タノームにはさほどなかったことを暗示する。つまり、タノームは革命団布告の妥当性に確信をもち、その確信に安住しようとしたのである。その妥当性をめぐる確信を与えたものは、一つにはほかならぬサリットが先例をつくったということ、もう一つには、民主主義特有の遅滞を許さない時代的要請をめぐる判断があったと考えられる。

改めて確認すると、タノームによる革命団

22) この革命団幹部会の公式名称については混乱したままである。幹部会をタノームが任命公表したときには、正式には「革命団司令部責任者 (caonaathii nai koongbancha akaankhانا-pathiwat)」という表現が用いられている。華字紙は、これを「革命委員会」と表現した(たとえば、『中華晩報』、『星泰晩報』1971年11月18日付参照)。一部のタイ字紙は、khana-amnu-aikaan と呼んだ(たとえば、Phim Thai 紙1971年11月19日付)。混乱のもう一つの原因は、政変2日後の11月19日に、この革命団幹部会の英語での正式呼称が、National Executive Council とするよう決められたことである。ところが、さらに1971年12月31日、新たに「革命団執政委員会 (Saphaa borihaan khana-pathiwat)」が、タノームほか計16名よりなる、いわば内閣担当の機関として設けられ、呼称の混乱は深まることになった。日本のジャーナリズムは、革命団自体とそのほかの革命団関係の諸委員会を区別せず、一切併せて「革命評議会」という表現を用いたが、これはバンコク日本商工会議所の日本語でのブリーフィング自体がその点で曖昧であったことに端を発した誤った用法である。本稿では、一応便宜的に「革命団」、「革命委員会」、「革命団執政委員会」の三つを用いわけることにした。

23) Phim Thai 1971年11月19日付、参照。

24) 注21) 参照。

25) 注22) 参照。

布告の公布は、1971年11月17日付に始まり、翌72年12月13日付を最後に、その間計364号の布告が発せられている。これは1カ月平均に直すと毎月28布告が出された計算になり、サリットの布告の月平均19を凌駕する。これは、サリットの革命団布告の時期から数えるとおよそ13年の時の経過があり、時代の推移とともに、政治過程に投入される政治的課題の質および量に大きな変化が生じた事実と無関係ではなからう。

ここで、タノームの革命団布告にみられる特徴を検討してみたいと思う。その場合、とりあえず、問題を二つにしぼり、一つは革命団布告による支配の期間が長期化したことがタイの政治過程にどのような変化をもたらしたのか、そしてもう一つは、タノームの革命団布告に反映している政治的課題の多様化はどのような具合であるのか、を考えてみることにしたい。

まず第一に、革命団布告による支配期間が長期化したことによって、革命団布告の継続を前提として、それに合わせた政治過程ないし政策決定過程が形成されることになった。この政治過程の特徴は、政策立案・決定が革命団によって独占されていること、したがって国民一般からの政策的インプットは、革命団の温情主義を媒介として、擬似 (fictive) インプットとして取り込まれるだけであったということにみられる。

それよりも、本質的にだいじなことは、革命団布告の「妥当性」を前提として、このような政治過程がパターン化されたことそのこと自体である。サリットが革命団布告による支配を行なった1958年10月20日から翌1959年1月27日までの3カ月余りの期間は、サリット自身においてあくまでも暫定的な過渡的な期間と了解されており、その意味で革命団布告の政治的・法的機能も固定的には理解されず、また革命団布告を軸として政治過程の形

成もみなかった。事実、サリットの革命団布告は文章スタイルも不統一であり、革命団布告の法的効力をめぐる疑念も消されないままであった。その意味で、サリットの場合、革命団布告に安住することはありえなかったのである。この点、タノームにおいては、革命団布告の法的規範性への確信は強くあり、それ自体の政治機能の効用も明確に意識されており、だからこそ、革命団布告の妥当性を前提とした政策決定過程を公式、非公式にパターン化することができたのである。

それでは、タノーム政権にとって、1972年12月の臨時憲法の発布はなにを意味したのであろうか。だいじなことは、サリットと違って、タノームは臨時憲法よりも革命団布告の積み重ねによるある種の政治的規範体系の確立のほうを重視したということである。それを示すものは、タノームが臨時憲法発布を決断した1972年秋以降、憲法発布後に備えるための革命団布告の布告数が激増した事実である。とくに、憲法発布日前の12月13日には、1日で65布告を発し、1日での布告数の空前絶後の記録をつくっている。しかも、その65布告の内容を細かく検討すると、戒厳令の改正(布告第303号)、仏暦2497年兵役法、仏暦2469年関税法、土地法などの改正(それぞれ第300号、第329号、第334号)、軍事法廷構成法の改正(第302号)、国家公務員法の改正(第358、359、360、362号等)など国家統治上重要な法令および革命団布告の改正が28布告も含まれているほか、共産主義者鎮圧に協力した国民にたいする叙勲制度の導入(第305号)、内務省の機構改革(第332号)、首都圏統治規則に関する布告(第335号)などが含まれている。

いずれにしても、タノームにおいては、革命団布告と臨時憲法との関係が明確に意識されていたのである。すなわち、端的に言えば、臨時憲法は恣意的な法解釈ないし独裁権力正

統化の手段としては有効ではあっても、それによって自由な政策決定ができるわけではなく、その意味で政策面での自由裁量の余地は乏しくなるのであった。したがって、革命団による専制的支配の制度的・政策的枠組みは、革命団布告の積み重ねによって事前に (ex ante に) 準備されるべきだと考えられたのである。これは臨時憲法自体の法的規範性をより実質化する配慮としても妥当であった。サリットにおいては、臨時憲法と革命団布告との機能の関連はこれほど深く読まれてはいなかったのである。ただ、結果的にサリットの革命団布告が実質的な政治機能を働いたことは改めていうまでもないことである。

次に第二の問題として、タノームの段階で政治社会からの要請がどれだけ革命団布告の内容構成を変化させたかを検討してみる必要がある。いずれにしても、布告の内容の面では、サリットの革命団布告との違いは歴然としている。

まず、革命団布告の機能が国会の立法機能ないし政令の機能を完全に代行するよう割り切られたことから、布告の内容は多彩なものになっている。そして、サリットの段階ではまったく発生しなかった問題、たとえば国立大学新設の問題などが発生したため、それが大学に関する21の布告となってあらわれたりしている。それよりも注目すべきは第2次5カ年計画に伴い遂行されることになった多くの国家開発計画のために、土地収用ないし国有地払下げに関する布告が多数発せられている事実である。それと並んで各地の国有地に自立開拓村 (nikhom saang ton eeng) を設けるための布告も注目される。また、タノームにおける革命団布告活用の大胆さを反映して、法令の改廃の数が急増している。内務省を中心とする行政改革も頻繁に行われている。経済・財政関係で注目すべきことは、国家予算が2年度にわたって革命団布告で作成

されている事実である (布告第10号、第220号)。

このように政策立案のことごとくが革命団布告によってなされたため、タノームの革命団布告のスタイルには、少なくとも二つの顕著な特徴があらわれることになった。一つは文章のスタイルの画一化であり、²⁶⁾ もう一つは文章の長文化である。²⁷⁾ けっきょく、タノームの革命団布告は、サリットのそれとかなりの度合個性的な政治哲学をかげらせていたのと違って、ごく事務的な没個性的な公文書であったようである。あるいは、その点にタノームの「個性」が反映していたともいえよう。

タノーム政権は、1972年12月16日から臨時憲法による統治に移行したが、その後1年足らずして、1973年10月15日、学生を中核とする大規模な反政府運動のために崩壊するのである。

1971年11月に革命団布告による統治を開始したとき、タノームの念頭にあったのは迅速かつ的確な政策立案実行および政治指導の時代的対応性の確保ということであった。そのために、わずか25名よりなる閉鎖的な革命団の内部に政策立案の発議と裁可の一切の権限を取り込んだのであった。

26) 文章のスタイルの画一化は、革命団布告の布告理由を導く接続詞がほとんど dooi thii の使用に限られるようになった事実象徴されている。全364布告中、dooi thii に導かれるケースは341布告もある。そのほかのケースは、taam thii が9布告、duai, nūangduai がそれぞれ5布告、taam が2布告、そして phūa, nūangcaak がそれぞれ1布告となっている。

27) Niitiweet 版の *Ruam prakaat khoong khana-pathiwat* のページ数で計算してみると、サリットの革命団布告は最高5ページであったのに対して、タノームになると、最高48ページ (布告第10号)、そのほか45ページ (布告第220号)、31ページ (布告295号)、27ページ (布告第28号)、23ページ (布告第27号)、20ページ (布告第257号) など、10ページを越えるものだけでも23布告を数えるのである。

ところが、たいそう皮肉なことに、そのために三つの大きな弊害が生じたのである。一つには、政治権力の負担が過重になり、統治の効率がかえって低下したという事実がある。²⁸⁾ もう一つには、政策立案過程へのインプットがたいそう恣意的なものに墮し、たとえば国有地をタノームに払い下げるために革命団布告が公然と発せられる(布告第238号)ような現象すら生じるのである。そして、なによりも決定的なことには、「革命団」が一つの悪しき政治象徴として機能し、一切の権力悪を許容する免罪符的機能を働くようになったことである。そのような権力万能の状況は、それにふさわしい体質の人間の台頭を許すのであって、たとえばプラパートのごときは、タノームをしのぐ実力と威信を備えるようになる。けっきょく、1971年秋以降のタノーム政権は、本質的な脆弱性をもっていたのであり、そして、過剰自己正統化、疑似法治主義、反知性主義的体質などの病弊を露呈することによって統治権力としての社会的妥当性と正統性とを失っていきるのである。

1973年の10月政変すなわちいわゆる「学生革命」は、「憲法要求グループ(klum riak-roong ratthathammanun)」の不法逮捕に端を発している[“Khun Yeeng” 1974: 25-44]。逮捕された11人の学生たちが掲げた「憲法要求」は、いうまでもなく民主的な永久法の成文化の要求であったろうが、より積極的には、革命団布告による前時代的な統治様式あるいは臨時憲法第17条の発動に頼る強権的な支配様式への知的な挑戦であったと考えられる。その意味で、1973年の「学生革命」の政治過程の端緒を、1971年11月に始まるタノームの革命団布告による支配に求めることはけっして間違いではないのである。²⁹⁾ いわ

ば、タノーム政権は、革命団布告による統治様式を完成させた。まさにそのことによって、統治権力としての正統性を喪失したのであった。それはすこぶる自然な現象であったといえよう。

タイにおけるサリット政権からタノーム政権にかけての軍部独裁の推移は、アメリカの積極的な支持および介入を受けながら、その枠内でどのような独裁の質的転換がみられたかをみごとに物語っている。それは、介入体制の質的变化の典型的なケースであったといえる。介入体制が政治的安定に過度に比重を傾けがちであり、そのことによってかえって正統性のレベルを下げ、ひいては国民の民主化要求によって窮地に追い込まれるのである。1973年の「学生革命」の本質的意義は、まさにそこにあったといえよう。³⁰⁾

参 考 文 献

- Adelman, Jonathan R. 1986a. *Superpowers and Revolution*.
 ————. 1986b. Soviet Interventionism. In *Superpowers and Revolution*, edited by Jonathan R. Adelman.
 Barger, Carl, ed. 1976. *The United States Air Force in Southeast Asia, 1961-1973*.
 Barnett, Richard J. 1968. *Intervention and Revolution, America's [Confrontation with Insurgent Movements around the World]*.
 Behrendt, Richard F. 1965. *Soziale Strategie für Entwicklungsländer, Entwurf einer Entwicklungssoziologie*.

ぐって問題になった布告第299号事件はタノーム政権下で学生運動に活力を与える契機になったし、また外国系企業の規制を目指した布告281号、および外国人の職業規制を打ち出した布告322号は、学生の日本商品不買運動を側面的にたすける効果を働いたのである。このようにして、革命団布告のなかに、「学生革命」と関係のある布告を探し求めることもあながち不当ではないのである。

- 30) 1973年の「学生革命」については、多くのタイ語文献があるが、ここではとりあえず、[Morell and Chai-anan 1981]をあげておこう。

28) [Saneh Chamarik 1973: 92-]参照。

29) より具体的なことをいえば、司法の中立性をめ

- Buszynski, Leszek. 1983. *S.E.A.T.O., The Failure of an Alliance Strategy*.
- Casella, Alessandro. 1970. US-Thai Relations. *World Today* 26 (March).
- Chalmers, Douglas A. 1969. Developing on the Periphery, External Factors in Latin American Politics. In *Linkage Politics*, edited by James N. Rosenau.
- Cottam, Richard W. 1967. *Competitive Interference and 20th Century Diplomacy*.
- Darling, Frank C. 1965. *Thailand and the United States*.
- Dullues, Allen. 1963. *The Craft of Intelligence*.
- Eisenhower, Dwight D. 1963. *Mandate for Power*.
- Elliot, D. 1978. *Thailand: Origins of Military Rule*.
- Fifield, Russell H. 1973. *Americans in Southeast Asia*.
- Foreign Relation of United States (FRUS) 1950 Volume VI (Asia and the Pacific)*. 1976.
- Foreign Relation of United States (FRUS) 1951 Volume VI (Asia and the Pacific)*. 1977.
- Girling, John L.S. 1981. *Thailand, Society and Politics*.
- Halpern, Manfred. 1964. Morality and Politics of the Intervention. In *International Aspects of Civil Strife*, edited by James N. Rosenau.
- Hayes, Samuel P., ed. 1976. The Beginning of American Aid to Southeast Asia, The Griffin Mission of 1950. In *Foreign Relation of the United States 1950 Volume VI*.
- Hess, Gary R. 1987. *The United States' Emergence as a Southeast Asian Power, 1940-1950*.
- Indorf, Hans H., ed. 1982. *Thai American Relations in Contemporary Affairs*.
- Jackson, Karl D.; and Wiwat Mungkandi, eds. 1986. *United States-Thailand Relations*.
- Jaquest, L., ed. 1971. *Intervention in International Politics*.
- "Khun Yeeng." 1974. *Ratthathammanuun Sii Lüat*.
- Kramol Tongdhamachart. 1986. Thai Politics and Bilateral Relations. In *United States-Thailand Relations*, edited by Karl D. Jackson and Wiwat Mungkandi.
- Litwak, Robert S. 1984. *Détente and the Nixon Doctrine, American Foreign Policy and the Pursuit of Stability, 1969-1976*.
- Lobe, Thomas. 1977. *United States National Security Policy and Aid to the Thailand Police*. (University of Denver, Monograph Series in World Affairs).
- McIntosh, Daniel. 1986. The U.S. Style of Intervention. In *Superpowers and Revolution*, edited by Jonathan R. Adelman.
- Moore, John N. 1972. *Law and the Indo-China War*.
- _____, ed. 1974. *Law & Civil War in the Modern World*.
- Morell, David. 1972. Thailand, Military Checkmate. *Asian Survey* XII(2) (Feb. 1972).
- Morell, David; and Chai-anan Samudavanija. 1981. *Political Conflict in Thailand, Reform, Reaction, Revolution*.
- 日本国際政治学会(編). 1971. 『国際政治・第2号—国際政治と国内政治の連繫—』
- Nongnuth Kimanenth. 1982. The U.S. Foreign Aid Factor in Thai Development, 1950-1975. In *Thai American Relations in Contemporary Affairs*, edited by Hans H. Indorf.
- Nuechterlein, Donald E. 1965. *Thailand and the Struggle for Southeast Asia*.
- Ratthasaphaasaan. 1971. pii thii 19, chabap thii 12.
- Rosenau, James, ed. 1964. *International Aspects of Civil Strife*.
- _____. 1966. Pre-theories and Theories of Foreign Policy. In *Approaches to Comparative and International Politics*, edited by R. Barry Farrell.
- _____. 1969a. Intervention as a Scientific Concept. *Journal of Conflict Resolution* 13(2).
- _____, ed. 1969b. *Linkage Politics*.
- Rubinstein, Alvin Z.; and Smith, Donald E., eds. 1985. *Anti-Americanism in the Third World, Implications for U.S. Foreign Policy*.
- Sanh Chamarik. 1973. Questions of Stability and Security in Thailand. In *Trends in Thailand*, edited by M. Rajaretnam and Lim So Jean.
- Scott, Andrew M. 1965. *The Revolution in Statecraft, Informal Penetration*.
- _____. 1967. *The Functioning of the International Political System*.
- Singer, Marshall R. 1972. *Weak States in World of Powers, The Dynamics of International Relationships*.
- Stanton, Edwin. 1954. Spotlight on Thailand. *the Foreign Affairs* 33(1).
- Steinberg, David I. 1986. The Role of External Assistance in Thai Economic Development and Planning, the Dichotomies of Security and Growth in the American AID Program. In *United States-Thailand Relations*, edited by Karl D. Jackson and Wiwat Mungkangi.
- Thak Chaləmtian. 1983. *Kann-müang rabob phookhun uppatham beep phadetkaan*.
- Thanat Khoman. 1967. *Collected Statements of*

- Foreign Minister Thanat Khoman*. 3 vols.
_____. 1973. Thailand in the Midst of Change. In *Trends in Thailand*, edited by M. Rajaretnam and Lim So Jean.
- U.S. Senate Committee on Foreign Relations Report: Perspective on Asia; The New U.S. Doctrine and Southeast Asia, 91st Cong., 1st sess.* 1969.
- Wilson, David A. 1970. *The United States and the Future of Thailand*.
- Wiwat Mungkandi. 1982. Parallel Features in Thai-American Foreign Policies. In *Thai-American Relations in Contemporary Affairs*, edited by Hans H. Indorf.
- _____. 1986. Thai-American Relations in Historical Perspective. In *United States-Thailand Relations*, edited by Karl D. Jackson and Wiwat Mungkandi.
- Wiwat Mungkandi; and Warren, William, eds. 1982. *A Century and a Half of Thai-American Relations*.
- 矢野 暢. 1968. 『タイビルマ現代政治史研究』.
- _____. 1975. 「『稲作国家』の政治構造」『タイ国一ひとつの稲作社会』石井米雄(編).
- _____. 1986. 『冷戦と東南アジア』
- Young, Oran R. 1974. Systemic Basis of Intervention. In *Law & Civil War in the Mordern World*, edited by John N. Moore.